

昭和四十七年労働省令第三十六号

有機溶剤中毒予防規則
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、有機溶剤中毒予防規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条の二）
- 第二章 設備（第五条—第十三条の三）
- 第三章 換気装置の性能等（第十四条—第十八条の三）
- 第四章 管理（第十九条—第二十七条）
- 第五章 測定（第二十八条—第二十八条の四）
- 第六章 健康診断（第二十九条—第三十一条）
- 第七章 保護具（第三十二条—第三十四条）
- 第八章 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理（第三十五条・第三十六条）
- 第九章 有機溶剤作業主任者技能講習（第三十七条）

附則 第一章 総則

（定義等）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 有機溶剤 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第六の一に掲げる有機溶剤をいう。

二 有機溶剤等 有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーCENTを超えて含有するものをいう。第六号において同じ。）をいう。

三 第一種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。

イ 令別表第八の二第二十八号又は第三十八号に掲げる物

ロ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物を当該混合物の重量の五パーCENTを超えて含有するもの

四 第二種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。

イ 令別表第六の二第一号から第十三号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号、第三十号、第三十四号、第三十五号、第三十七号、第三十九号から第四十二号まで又は第四十四号から第四十七号までに掲げる物

ロ イに掲げる物のみから成る混合物

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物を当該混合物の重量の五パーCENTを超えて含有するもの

五 第三种有機溶剤等 有機溶剤等のうち第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等以外の物をいう。

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物を当該混合物の重量の五パーCENTを超えて含有するもの（前号ハに掲げる物を除く。）

ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真用品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等の

六 有機溶剤業務 次の各号に掲げる業務をいう。
イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真用品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
ト 接着のために有機溶剤等の塗布の業務
チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払しよくの業務
リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）
ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

2 令第六条第二十二条及び第二十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。
一 船舶の内部
二 車両の内部
三 タンクの内部
四 ピットの内部
五 坑の内部
六 水管の内部
七 暗渠よ又はマンホールの内部
八 箱柵の内部
九 ダクトの内部
十 暗渠の内部

十一 屋内作業場及び前各号に掲げる場所のほか、通風が不十分な場所
(適用の除外)

第二条 第二章、第三章、第四章中第十九条、第十九条の二及び第二十四条から第二十六条まで、第七章並びに第九章の規定は、事業者が前条第一項第六号ハからルまでのいずれかに掲げる業務に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該業務について

は、適用しない。
一 屋内作業場等（屋内作業場又は前条第二項各号に掲げる場所をいう。以下同じ。）のうちタンク等の内部（地下室の内部その他通風が不十分な屋内作業場、船倉の内部その他通風が不十分な船の内部、保冷貨車の内部その他通風が不十分な車両の内部又は前条第二項第三号から第十一号までに掲げる場所をいう。以下同じ。）以外の場所において当該業務に労働者を従事させる場合で、作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量が、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同一表の下欄に掲げる式により計算した量（以下「有機溶剤等の許容消費量」という。）を超えないとき。

消費する有機溶剤等の区分		有機溶剤等の許容消費量
第一種有機溶剤等		W = (1 / 15) × A
第二種有機溶剤等		W = (2 / 5) × A
第三種有機溶剤等		W = (3 / 2) × A

備考 この表において、W及びAは、それぞれ次の数値を表わすものとする。
W 有機溶剤等の許容消費量（単位 グラム）
A 作業場の気積（床面から四メートルを超える高さにある空間を除く。単位 立方メートル）。ただし、気積が百五十立方メートルを超える場合は、百五十立方メートルとする。

二 タンク等の内部において当該業務に労働者を従事させる場合で、一日に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を超えないとき。
前項第一号の作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量及び同項第二号の一日に消費する有機溶剤等の量は、次の各号に掲げる有機溶剤業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げるものとす

る。この場合において、前条第一項第六号トに掲げる業務が同号へに掲げる業務に引き続いて同一の作業場において行われるとき、又は同号又は掲げる業務が乾燥しようとする物に有機溶剤等を付着させる業務に引き続いて同一の作業場において行われるときは、同号ト又は又に掲げる業務において消費する有機溶剤等の量は、除外して計算するものとする。

一 前条第一項第六号ハからヘまで、チ、リ又はルのいずれかに掲げる業務 前項第一号の場合にあつては作業時間一時間に、同項第二号の場合にあつては一日に、それぞれ消費する有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

二 前条第一項第六号ト又は又に掲げる業務 前項第一号の場合にあつては作業時間一時間に、同項第二号の場合にあつては一日に、それぞれ接着し、又は乾燥する物に塗布され、又は付着している有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

第三条 この省令（第四章中第二十七条及び第八章を除く。）は、事業者が第一条第一項第六号ハからルまでのいずれかに掲げる業務に労働者を従事させた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該業務については、適用しない。この場合において、事業者は、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）の認定を受けなければならぬ。

一 屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所において当該業務に労働者を従事させる場合で、作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常態として超えないとき。

二 タンク等の内部において当該業務に労働者を従事させる場合で、一日に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常に超えないとき。

三 前条第二項の規定は、前項第一号の作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量及び同項第二号の一日に消費する有機溶剤等の量について準用する。

（認定の申請手続等）

第四条 前条第一項の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする事業者は、有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請書（様式第一号）に作業場の見取図を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書でその旨を当該事業者に通知しなければならない。

3 認定を受けた事業者は、当該認定に係る業務が前条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、遅滞なく、文書でその旨を当該事業者に通知しなければならない。

4 所轄労働基準監督署長は、認定を受けた業務が前条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたとき、及び前項の報告を受けたときは、遅滞なく、当該認定を取り消すものとする。

（化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外）

第四条の二 この省令（第六章及び第七章の規定（第三十二条及び第三十三条の保護具に係る規定に限る。）を除く。）は、事業場が次の各号（令第二十二条第一項第六号の業務に労働者が常時從事していない事業場については、第四号を除く。）に該当すると当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この条において「所轄都道府県労働局長」という。）が認定したときは、

一 事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（第五号において「化学物質管理専門家」という。）であつて、当該事業場に専属の者が配置され当該者が当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。

イ 有機溶剤に係る労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の七第一項に規定するリスクアセスメントの実施に関すること。

ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における有機溶剤による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。

二 過去三年間に当該事業場において有機溶剤等による労働者が死亡する労働災害又は休業の日数が四日以上の労働災害が発生していないこと。

三 過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第二十八条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分されたこと。

四 過去三年間に当該事業場の労働者について行われた第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断の結果、新たに有機溶剤による異常所見があると認められる労働者が発見されなかつたこと。

五 過去三年間に一回以上、労働安全衛生規則第三十四条の二の八第一項第三号及び第四号に掲げる事項について、化学物質管理専門家（当該事業場に属さない者に限る。）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において有機溶剤による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。

六 過去三年間に事業者が当該事業場について労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に違反していないこと。

四 前項の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする事業場の事業者は、有機溶剤中毒予防規則適用除外認定申請書（様式第一号の二）により、当該認定に係る事業場が同項第一号及び第三号から第五号までに該当することを確認できる書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

五 前項から第三項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

六 認定を受けた事業者は、当該認定に係る事業場が第一項第一号から第五号までに掲げる事項のいずれかに該当しなかつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

七 所轄都道府県労働局長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すことができる。

一 認定に係る事業場が第一項各号に掲げる事項のいずれかに適合しなかつたと認めるとき。

二 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

三 有機溶剤に係る法第二十二条及び第五十七条の三第二項の措置が適切に講じられていないと認めるとき。

八 前三项の場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第二十八条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分された」とあるのは、「過去三年間の当該事業場の作業場所に係る作業環境が第二十八条の二第一項の第一管理区分に相当する水準にある」とする。

（第二章 設備）

第五条 事業者は、屋内作業場等において、第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務（第一条第一項第六号ヲに掲げる業務及び吹付けによる有機溶剤業務を除く。）に労働者を従事させるとときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けなければならない。

（第三種有機溶剤等に係る設備）

第六条 事業者は、タンク等の内部において、第三種有機溶剤等に係る有機溶剤業務（第一条第一項第六号ヲに掲げる業務及び吹付けによる有機溶剤業務を除く。）に労働者を従事させるとときは、当該有機溶剤業務を行なう作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、ブッシュブル型換気装置又は全体換気装置を設けなければならない。

2 事業者は、タンク等の内部において、吹付けによる第三種有機溶剤等に係る有機溶剤業務に労働者を従事させるとするときは、当該有機溶剤業務を行う作業場に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置を設けなければならない。

第七条 次の各号に該当する屋内作業場において、事業者が有機溶剤業務に労働者を従事させるとときは、第五条の規定は、適用しない。

- 一 周壁の二側面以上、かつ、周壁の面積の半分以上が直接外気に向つて開放されていること。
- 二 当該屋内作業場に通風を阻害する壁、つい立そとの他の物がないこと。
(臨時に有機溶剤業務を行う場合の適用除外等)

第八条 臨時に有機溶剤業務を行う事業者が屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所において、当該有機溶剤業務に労働者を従事させるとときは、第五条の規定は、適用しない。

- 一 臨時に有機溶剤業務を行つたときは、第五条の規定による当該有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、全体換気装置を設けたときは、第五条又は第六条第二項の規定にかかるはず、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュブル型換気装置を設けないことができる。
- 2 (短時間有機溶剤業務を行う場合の設備の特例)
事業者は、屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、当該場所における有機溶剤業務に要する時間が短時間であり、かつ、全体換気装置を設けたときは、第五条の規定にかかるはず、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュブル型換気装置を設けないことができる。

第九条 事業者は、屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、当該場所における有機溶剤業務に要する時間が短時間であり、かつ、全体換気装置を設けたときは、第五条の規定にかかるはず、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュブル型換気装置を設けないことができる。

第十条 事業者は、屋内作業場等の壁、床又は天井について行う有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、有機溶剤の蒸気の発散面が広いため第五条又は第六条第二項の規定による設備の設置が困難であり、かつ、全体換気装置を設けたときは、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュブル型換気装置を設けないことができる。
(他の屋内作業場から隔離されている屋内作業場における設備の特例)

第十一条 事業者は、反応槽その他の有機溶剤業務を行うための設備が常置されており、他の屋内作業場から隔離され、かつ、労働者が常時立ち入る必要がない屋内作業場において当該設備による有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、全体換気装置を設けたときは、第五条又は第六条第二項の規定にかかるはず、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュブル型換気装置を設けないことができる。

(代替設備の設置に伴う設備の特例)

第十二条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第五条又は第六条第一項の規定にかかるはず、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、ブッシュブル型換気装置及び全体換気装置を設けないことができる。

- 一 赤外線乾燥炉その他温熱を伴う設備を使用する有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、当該設備から作業場へ有機溶剤の蒸気が拡散しないように、発散する有機溶剤の蒸気を温熱により生ずる上昇気流を利用して作業場外に排出する排気管等を設けたとき。
- 二 有機溶剤等が入つてゐる開放槽について、有機溶剤の蒸気が作業場へ拡散しないよう、有機溶剤等の表面を水等で覆い、又は槽の開口部に逆流凝縮機等を設けたとき。

(労働基準監督署長の許可に係る設備の特例)

第十三条 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、有機溶剤の蒸気の発散面が広いため第五条又は第六条第二項の規定による設備の設置が困難なときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュブル型換気装置を設けないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、局所排気装置等特例許可申請書(様式第二号)に作業場の見取図を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

3 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

第十四条 事業者は、第五条の規定にかかるはず、次条第一項の発散防止抑制措置(有機溶剤の蒸気の発散を防止し、又は抑制する設備又は装置を設置すること)その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ)に係る許可を受けるために同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときは、次の措置を講じた上で、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュブル型換気装置を設けないことができる。

1 一次の事項を確認するのに必要な能力を有すると認められる者のうちから確認者を選任し、その者に、あらかじめ、次の事項を確認させること。

イ 当該発散防止抑制措置により有機溶剤の蒸気が作業場へ拡散しないこと。

ロ 当該発散防止抑制措置が有機溶剤業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害を当該措置により生ずるおそれのないものであること。

二 当該発散防止抑制措置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

三 前号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

四 事業者は、前項第二号の規定により労働者に送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないよう、に措置しなければならない。

第十五条 事業者は、第五条の規定にかかるはず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の有機溶剤の濃度の測定(当該作業場の通常の状態において、法第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条及び第十八条の三において同じ。)の結果を第二十八条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュブル型換気装置を設けないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置特例実施許可申請書(様式第五号)に申請に係る発散防止抑制措置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図
二 当該発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の有機溶剤の濃度の測定の結果及び第二十一条第一項第一号の確認の結果を記載した書面
三 前項第一項第一号の確認の結果を記載した書面
四 当該発散防止抑制措置の内容及び当該措置が有機溶剤の蒸気の発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面

5 その他所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの

八条の二第一項の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面

3 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

- 4 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 5 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十九条の二第一項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。
- 一 当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。
 - 二 当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。
 - 三 当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
 - 四 事業者は、当該許可に係る作業場において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。
- 6 第一項の許可を受けた事業者は、前項第二号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 7 所轄労働基準監督署長は、第一項の許可を受けた事業者が第五項第一号及び前項の報告を行わなかつたとき、前項の評価が第一管理区分でなかつたとき並びに第一項の許可に係る作業場についての第二十九条第二項の測定の結果の評価が第二十九条の二第一項の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めたときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

第三章 換気装置の性能等
(局所排気装置のフード等)

第十四条 事業者は、局所排気装置（第二章の規定により設ける局所排気装置をいう。以下この章及び第十九条の二第二号において同じ。）のフードについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

- 一 有機溶剤の蒸気の発散源ごとに設けられていること。
- 二 外付け式のフードは、有機溶剤の蒸気の発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。
- 三 作業方法、有機溶剤の蒸気の発散状況及び有機溶剤の蒸気の比重等からみて、当該有機溶剤の蒸気を吸引するのに適した型式及び大きさのものであること。

2 事業者は、局所排気装置のダクトについては、長さができるだけ短く、バンドの数ができるだけ少ないものとしなければならない。

（排風機等）

第十五条 事業者は、局所排気装置の排風機については、当該局所排気装置に空気清浄装置が設けられているときは、清浄後の空気が通る位置に設けなければならない。ただし、吸引された有機溶剤の蒸気等による爆発のおそれがない、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

2 事業者は、全体換気装置（第二章の規定により設ける全体換気装置をいう。以下この章及び第十九条の二第二号において同じ。）の送風機又は排風機（ダクトを使用する全体換気装置については、当該ダクトの開口部）については、できるだけ有機溶剤の蒸気の発散源に近い位置に設けなければならない。（排気口）

第十五条の二 事業者は、局所排気装置、ブッシュブル型換気装置（第二章の規定により設けるブッシュブル型換気装置をいう。以下この章、第十九条の二及び第三十三条第一項第六号において同じ。）、全体換気装置又は第十二条第一号の排気管等の排気口を直接外気に向かって開放しなければならない。

2 事業者は、空気清浄装置を設けていない局所排気装置若しくはブッシュブル型換気装置（屋内作業場に設けるものに限る。）又は第十二条第一号の排気管等の排気口の高さを屋根から一・五

メートル以上としなければならない。ただし、当該排気口から排出される有機溶剤の濃度が厚生労働大臣が定める濃度に満たない場合は、この限りでない。

(局所排気装置の性能)

第十六条 局所排気装置は、次の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。

型式 備考	制御風速（メートル／秒）	
	外付け式フード	側方吸引型
開い式フード	○・四 ○・五	○・五 一・〇
上方吸引型		

一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。

二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。

二 外付け式フードにあつては、フードの開口面における最小風速

二 外付け式フードにあつては、当該フードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速

2 前項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該局所排気装置は、その換気量を、発散する有機溶剤等の区分に応じて、それぞれ第十七条に規定する全体換気装置の換気量に等しくなるまで下げた場合の制御風速を出し得る能力を有すれば足りる。

一 第六条第一項の規定により局所排気装置を設けた場合

二 第八条第二項、第九条第一項又は第十二条の規定に該当し、全体換気装置を設けることを要しないとされる場合で、局所排気装置を設けたとき。

（ブッシュブル型換気装置の性能等）

第十六条の二 ブッシュブル型換気装置は、厚生労働大臣が定める構造及び性能を有するものでなければならぬ。

第十七条 全体換気装置は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる式により計算した一分間当たりの換気量（区分の異なる有機溶剤等を同時に消費するときは、それぞれの区分ごとに計算した一分間当たりの換気量を合算した量）を出し得る能力を有するものでなければならない。

（全体換気装置の性能）

消費する有機溶剤等の区分		一分間当たりの換気量
第一種有機溶剤等		Q ≈ 0.3 W
第二種有機溶剤等		Q ≈ 0.04 W
第三種有機溶剤等		Q ≈ 0.01 W

この表において、Q及びWは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

Q 一分間当たりの換気量（単位 立方メートル）

W 作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量（単位 グラム）

2 前項の作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量は、次の各号に掲げる業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 第一条第一項第六号イ又はロに掲げる業務 作業時間一時間に蒸発する有機溶剤の量

二 第一条第一項第六号ハからヘまで、チ、リ又はルのいずれかに掲げる業務 作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

(有機溶剤作業主任者の職務)

第十九条の二 事業者は、有機溶剤作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸いしないように、作業の方

法を決定し、労働者を指揮すること。

二 局所排気装置、ブッシュ型換気装置又は全体換気装置を一月を超えない期間ごとに点検

すること。

三 保護具の使用状況を監視すること。

四 タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第二十六条各号（第一号、

第二号及び第七号を除く。）に定める措置が講じられていることを確認すること。

（局所排気装置の定期自主検査）

第二十条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置（有機溶剤業務に係るものに限る。）は、第五条又は第六条の規定により設ける局所排気装置とする。

2 事業者は、前項の局所排気装置については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 フード、ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態

二 ダクト及び排風機における摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度

三 排風機の注油状態

四 ダクトの接続部における緩みの有無

五 電動機とファンを連結するベルトの作動状態

六 吸気及び排気の能力

七 前各号に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

3 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

（ブッシュ型換気装置の定期自主検査）

第二十一条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定めるブッシュ型換気装置（有機溶剤業務に係るものに限る。）は、第五条又は第六条の規定により設けるブッシュ型換気装置

とする。

2 前条第一項及び第三項の規定は、前項のブッシュ型換気装置に関して準用する。この場合

において、同条第二項第三号中「排風機」とあるのは「送風機及び排風機」と、同項第六号中「吸気」とあるのは「送気、吸気」と読み替えるものとする。

（記録）

2 前条第一項及び第三項の規定は、前項のブッシュ型換気装置を用いて準用する。この場合

において、同条第二項第三号中「排風機」とあるのは「送風機及び排風機」と、同項第六号中「吸気」とあるのは「送気、吸気」と読み替えるものとする。

（記録）

2 前項の規定は、第二十条の二第一項のブッシュ型換気装置に関する準用する。この場合において、前項第三号中「吸気」とあるのは「送気、吸気」と読み替えるものとする。

（補修）

2 事業者は、第二十条第二項及び第三項（第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）の自主検査又は前条の点検を行なつた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

（掲示）

2 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい場所に掲示しなければならない。

一 有機溶剤により生ずるおそれのある疾患の種類及びその症状

二 有機溶剤等の取り扱い上の注意事項

三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

4 次に掲げる場所にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具

イ 第十三条の二第一項の許可に係る作業場（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行なうとき）

ロ 第十三条の三第一項の許可に係る作業場であつて、第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場

ハ 第十八条の二第一項の許可に係る作業場（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うとき）

ト 第三十三条第一項各号に掲げる業務を行う作業場

（有機溶剤等の区分の表示）

2 第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所

ホ 第二十八条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所

ヘ 第三十二条第一項各号に掲げる業務を行う作業場

ト 第三十三条第一項各号に掲げる業務を行う作業場

（有機溶剤等の区分の表示）

2 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならない。

1 第一種有機溶剤等 赤

2 第二種有機溶剤等 黄

3 第三种有機溶剤等 青

（タンク内作業）

2 事業者は、タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の措

置を講じなければならない。

1 作業開始前、タンクのマンホールその他有機溶剤等が流入するおそれのない開口部を全て開放すること。

2 当該有機溶剤業務の一部を請負人に譲り負わせる場合（労働者が当該有機溶剤業務に従事するときを除く。）は、当該請負人の作業開始前、タンクのマンホールその他有機溶剤等が流入するおそれのない開口部を全て開放すること等について配慮すること。

3 労働者の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに労働者の身体を洗浄させ、汚染を除去させること。

4 当該有機溶剤業務の一部を請負人に譲り負わせるときは、当該請負人に対し、身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに身体を洗浄し、汚染を除去する必要がある旨を周知させること。

五 事故が発生したときにタンクの内部の労働者を直ちに退避させることができる設備又は器具等を整備しておくこと。	一 評価日時
六 有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、作業開始前に、次の措置を講ずること。 イ 有機溶剤等をタンクから排出すること。 シ タンクの内部へ流入しないようにすること。	二 評価箇所
ロ 水又は水蒸気等を用いてタンクの内壁を洗浄し、かつ、タンクに接続する全ての配管から有機溶剤等がタンクから排出すること。 ハ タンクの容積の三倍以上の量の空気を送気し、若しくは排気するか、又はタンクに水を満たした後、その水をタンクから排出すること。	三 評価結果
七 当該有機溶剤業務の一部を請負人に譲り、(労働者が当該有機溶剤業務に従事するときを除く。)は、有機溶剤等を入れたことのあるタンクについて、当該請負人の作業開始前に、前号イからハまでに掲げる措置を講ずること等について配慮すること。	四 評価を実施した者の氏名 (評価の結果に基づく措置)
（事故の場合の退避等）	
第二十七条 事業者は、タンク等の内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当する事故が発生し、有機溶剤による中毒の発生のおそれのあるときは、直ちに作業を中止し、作業に従事する者を当該事故現場から退避させなければならない。	五 第二十七条
一 当該有機溶剤業務を行う場所を換気するために設置した局所換気装置、ブツシユブル型換気装置又は全体換気装置の機能が故障等により低下し、又は失われたとき。	一 第二十七条
二 当該有機溶剤業務を行う場所の内部が有機溶剤等により汚染される事態が生じたとき。	二 第二十七条
2 事業者は、前項の事故が発生し、作業を中止したときは、当該事故現場の有機溶剤等による汚染が除去されるまで、作業に従事する者が当該事故現場に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方により禁止しなければならない。ただし、安全な方法によつて、人命救助又は危害防止に関する作業をさせるときは、この限りでない。	3 第二十七条
（測定）	四 第二十七条
第二十八条 令第一二一条第十号の厚生労働省令で定める業務は、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤に係る有機溶剤業務のうち、第三条第一項の場合における同項の業務以外の業務とする。	五 第二十八条
2 事業者は、前項の業務を行う屋内作業場について、六月以内ごとに一回、定期に、当該有機溶剤の濃度を測定しなければならない。	六 第二十八条
3 事業者は、前項の規定により測定を行なつたときは、そのつど次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。	七 第二十八条
一 測定日時	1 第二十八条
二 測定方法	2 第二十八条
三 測定箇所	3 第二十八条
四 測定条件	4 第二十八条
五 測定結果	5 第二十八条
六 測定結果に基づいて当該有機溶剤による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要	6 第二十八条
（測定結果の評価）	7 第二十八条
第二十九条の二 事業者は、前条第二項の屋内作業場について、同項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行つたときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。	1 第二十九条の二
2 事業者は、前項の規定による評価を行つたときは、その都度次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。	2 第二十九条の二

3 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果を評価しなければならない。	3 第二十九条の二
4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定により作業環境管理専門家が第一管理区分又は第二管理区分どとつて、当該場所について、同項第二号の事項を踏まえ、第一管理区分又は第二管理区分とするために必要な措置を講じなければならない。	4 第二十九条の二
3 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果を評価しなければならない。	5 第二十九条の二
2 事業者は、前項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定により評価の結果、第三管理区分に区分された場所又は第一項第一号の規定により作業環境第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、当該場所を講じなければならない。	6 第二十九条の二

一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条及び第二十八条の三の四において「個人サンプリング測定等」という。）により、有機溶剤の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めることにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に對し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していいない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。

二 前号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）について、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

三 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから保護具着用管理責任者を選任し、次の事項を行わせること。

四 前号及び次項第一号から第三号までに掲げる措置に関する事項（呼吸用保護具に関する事項に限る。）を管理すること。

口 有機溶剤作業主任者の職務（呼吸用保護具に関する事項に限る。）について必要な指導を行うこと。

ハ 第一号及び次項第二号の呼吸用保護具を常時有効かつ清潔に保持すること。

四 第一項の規定による作業環境管理専門家の意見の概要、第二項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を、前条第三項各号に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させること。

5

ハ 第一号及び次項第二号の呼吸用保護具を常時有効かつ清潔に保持すること。

四 第一項の規定による作業環境管理専門家の意見の概要、第二項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を、前条第三項各号に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させること。

ハ 第一号及び次項第二号の呼吸用保護具を常時有効かつ清潔に保持すること。

四 第一項の規定による作業環境管理専門家の意見の概要、第二項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内ごとに一回、定期に、個人サンプリング測定等により有機溶剤の濃度を測定し、前項第一号に定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用せること。

二 前号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを前項第二号に定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

三 当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該請負人に對し、第一号の呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

六 事業者は、第四項第一号の規定による測定（同号ただし書の測定を含む。）又は前項第一号の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 測定日時

二 測定方法

三 測定箇所

四 測定条件

五 測定結果

六 測定を実施した者の氏名

七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係る前条第二項の規定による評価及び第三項の規定による評価を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 評価日時

二 評価箇所

三 評価結果

四 評価を実施した者の氏名

第二十八条の三の三 事業者は、前条第四項各号に掲げる措置を講じたときは、遅滞なく、第三管理区分措置状況届（様式第二号の三）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第二十八条の三の四 事業者は、第二十八条の三の二第四項第一号及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わなければならない。

一 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この項において「作環法」という。）第二条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したもの又はこれと同等以上の能力を有する者

二 サンプリング（前号のサンプリングのうち、前号の者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）前号の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者

三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする有機溶剤に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（ロにおいて「第一種作業環境測定士」という。）

ロ 作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）

ハ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。）

2 前項第一号及び第二号の講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

第二十八条の四 事業者は、第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第二十八条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

二 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第六章 健康診断

2 （健康診断）

第二十九条 令第二十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める業務は、屋内作業場等（第三種有機溶剤等にあつては、タンク等の内部に限る。）における有機溶剤業務のうち、第三条第一項の場合における同項の業務以外の業務とする。

2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならぬ。

一 業務の経歴の調査

二 作業条件の簡易な調査

三 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査、別表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。）についての既往の検査結果の調査並びに別表の下欄（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。）及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査

四 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査

事業者は、前項に規定するもののほか、第一項の業務で別表の上欄に掲げる有機溶剤等に係るものに常に従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

4 前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において別表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。）について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかるらず、当該項目を省略することができる。

5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。

一 作業条件の調査

二 貧血検査

三 肝機能検査

四 腎機能検査

五 神経学的検査

6 第一項の業務が行われる場所について第二十八条の二第一項の規定による評価が行われ、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該業務に係る直近の連続した三回の第二項の健康診断（当該労働者について行われた当該連続した三回の健康診断に係る雇入れ、配置換え及び六月以内ごとの期間に関する第三項の健康診断が行われた場合においては、当該連続した三回の健康診断に係る雇入れ、配置換え及び六月以内ごとの期間に係る同項の健康診断を含む。）の結果

（前項の規定により行われる項目に係るものを含む。）新たに当該業務に係る有機溶剤による異常所見があると認められなかつた労働者については、第二項及び第三項の健康診断（定期のものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、一年以内ごとに一回、定期に、行えれば足りるものとする。ただし、同項の健康診断を受けた者であつて、連続した三回の同項の健康診断を受けていない者については、この限りでない。

一 当該業務を行う場所について、第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、直近の評価を含めて連續して三回、第一管理区分に区分された（第四条の二第一項の規定により、当該場所について第二十八条の二第一項の規定が適用されない場合は、過去一年六月の間、当該場所の作業環境が同項の第一管理区分に相当する水準にある）こと。

二 当該業務について、直近の第二項の規定に基づく健康診断の実施後に作業方法を変更（軽微なものを見除く。）していないこと。

（健康診断の結果）
事業者は、前条第二項、第三項又は第五項の健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場合における当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「有機溶剤等健康診断」という。）の結果に基づき、有機溶剤等健康診断個人票（様式第三号）を作成し、これを五年間保存しなければならない。

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）
第三十条の二 有機溶剤等健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。
一 有機溶剤等健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聽取した医師の意見を有機溶剤等健康診断個人票に記載すること。

3 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

（健康診断結果報告）

第三十条の三 事業者は、健康診断（第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断であつて定期のものに限る。以下この条において同じ。）を行つたときは、遅滞なく、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 労働保険番号

二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号

三 常時使用する労働者の数

四 報告の対象となる期間、当該報告期間の属する年における報告の回数及び健康診断の実施年月日

五 健康診断の実施機関の名称及び所在地

六 有機溶剤業務の内容及び当該有機溶剤業務に常時従事する労働者の数

七 健康診断を受けた労働者の数

八 第二十九条第二項第四号（有機溶剤による他覚症状と通常認められる症状の有無の検査に限る。）、第五項各号又は別表の下欄（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。）に掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数及び当該項目（作業条件の調査を除く。）について異常所見があると診断された労働者の当該項目ごとの数

九 別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分ごとに当該区分に応じた同表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。）について健康診断を受けた労働者の当該区分ごとの数及び尿中の有機溶剤の代謝物の量の分布ごとの労働者の数

十 第八号の項目のいずれかについて異常所見があると診断された労働者の数（他覚所見のみ異常所見があると診断された労働者の数を除く。）及び前二号に掲げる項目について医師による指示のあつた労働者の数

十一 産業医を選任している場合は当該産業医の氏名並びに所属機関の名称及び所在地

十二 報告年月日及び事業者の職氏名

（緊急診断）

第三十条の四 事業者は、労働者が有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

事業者は、有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

（健康診断の特例）

第三十一条 事業者は、第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断を三年以上行い、その場合における当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「有機溶剤等健康診断」という。）の結果に基づき、有機溶剤等健康診断個人票（様式第三号）を作成し、これを五年間保存しなければならない。

一 作業場の見取図

- 二 作業場に換気装置その他有機溶剤の蒸気の発散を防止する設備が設けられているときは、当該設備等を示す図面及びその性能を記載した書面

三 当該有機溶剤業務に従事する労働者について申請前三年間に行つた第二十九条第一項、第三項又は第五項の健康診断の結果を証明する書面

4 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

二 所轄労働基準監督署長は、前項の規定による報告を受けた場合及び事業場を臨検した場合において、第一項の許可に係る有機溶剤業務に従事する労働者について新たに有機溶剤による異常所見を生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

3 第七章 保護具

(送気マスクの使用)

第三十二条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスクを使用させなければならない。

一 第一条第一項第六号ヲに掲げる業務

二 第九条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュユーブル型換気装置及び全体換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務

3 事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならない。

4 第十三条の二第二項の規定は、第一項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

(呼吸用保護具の使用)

第三十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。

一 第六条第一項の規定により全体換気装置を設けたタンク等の内部における業務

二 第八条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュユーブル型換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務

三 第九条第一項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備及び局所排気装置を設けないで吹付けによる有機溶剤業務を行う屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所における業務

4 第十条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュユーブル型換気装置を設けないで行う屋内作業場等における業務

5 第十一条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュユーブル型換気装置を設けないで行う屋内作業場における業務

6 ブッシュユーブル型換気装置を設け、荷台にあおりのある貨物自動車等当該ブッシュユーブル型換気装置のブース内の気流を乱すおそれのある形状を有する物について有機溶剤業務を行う屋内作業場等における業務

7 屋内作業場等において有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備（当該設備中の有機溶剤等が清掃等により除去されているものを除く。）を開く業務

2 事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

3 第十三条の二第二項の規定は、第一項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

二 作業場に換気装置その他有機溶剤の蒸気の発散を防止する設備が設けられているときは、当該設備等を示す図面及びその性能を記載して書面

他業者に接する際の何不相違有る所等の參照

- 第三十三条の二** 事業者は、第十三条の二第一項第二号、第十八条の二第一項第二号、第三十二条第一項又は前条第一項の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

(労働者の使用義務)

第八章 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理

第三十四条 第十三条の二第一項第二号及び第十八条の二第一項第二号の業務並びに第三十二条第一項各号及び第三十三条第一項各号に掲げる業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、それぞれ第十三条の二第一項第二号、第十八条の二第一項第二号、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の保護具を使用しなければならない。

第三十五条 事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのない蓋又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一 当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に關係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備

二 有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備
(空容器の処理)

第三十六条 事業者は、有機溶剤等を入れてあつた空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものについては、当該容器を密閉するか、又は当該容器を屋外の一定の場所に集積しておかなければならぬ。

2 学科講習は、有機溶剤に係る次の科目について行う。

一 健康障害及びその予防措置に関する知識

二 作業環境の改善方法に関する知識

三 保護具に関する知識

四 関係法令

第三十七条 有機溶剤作業主任者技能講習は、学科講習によつて行う。

3 作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

第一条 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。
(廃止)
附 则 (昭和五〇年九月三〇日労働省令第二六号) 抄
(施行期日)
第一条 有機溶剤中毒予防規則(昭和三十五年労働省令第二十四号)は、廃止する。
附 则 (昭和五〇年九月三〇日労働省令第三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。
附 则 (昭和五三年八月七日労働省令第三二号) 抄
(施行期日)

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の有機溶剤中毒予防規則（以下「新規則」という。）第二章、第三章及び第七章の規定の適用（第三十七条の規定の適用に係る場合を除く。）については、昭和五十四年二月二十八日までの間は、次の表の上欄に掲げる物は、新規則第一条第一項第二号から第五号までの規定にかかわらず、それぞれ、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十三年政令第二百二十六号）による労働安全衛生法施行令の改正がなかつたものとして第一条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則（以下「旧規則」という。）第一条（第三号を除く。）の規定を適用することとした場合に同条の規定により定められ、又は区分される同表の下欄に掲げる物をいうものとする。

有機溶剤等	有機溶剤又は有機溶剤含有物
第一種有機溶剤等	第一種有機溶剤又は第一種有機溶剤含有物
第二種有機溶剤等	第二種有機溶剤又は第二種有機溶剤含有物
第三種有機溶剤等	第三種有機溶剤又は第三種有機溶剤含有物

2 旧規則第十九条及び第二十六条（第二号から第五号までを除く。）の規定は、昭和五十五年八月三十日までの間（新規則第十九条第二項の規定により事業者が有機溶剤作業主任者を選任している期間を除く。）は、なおその効力を有する。
3 新規則第二条又は第三条の規定による新規則第二章、第三章及び第七章の規定の適用除外に係る有機溶剤等の許容消費量については、昭和五十四年二月二十八日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年一〇月九日労働省令第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十四年三月一日から施行する。

第二条 この省令は、昭和五十四年三月一日から施行する。
(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に改正前の有機溶剤中毒予防規則（以下「旧規則」という。）第六条又は第七条の規定により全体換気装置を設けて行われている有機溶剤業務については、昭和五十五年二月二十九日までの間は、旧規則は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 この省令の施行前にした旧規則の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年一月三一日労働省令第一号）

1 この省令は、昭和五十九年二月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に存する局所排気装置（旧規則第二章の規定により設けたものに限る。）の性能については、新規則第十六条の規定にかかわらず、昭和五十五年二月二十九日までの間は、なお従前の例による。

4 この省令の施行前にした旧規則の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年一月二七日労働省令第三号）抄

1 この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年九月一日労働省令第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第一条中第二十八条第一項の改正規定及び第四条の規定は、昭和六十五年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前に行われた改正前の有機溶剤中毒予防規則第二十八条第二項の屋内作業場に係る労働安全衛生法第六十五条第一項又は第五項の規定による測定については、改正後の有機溶剤中毒予防規則第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、適用しない。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成元年六月三〇日労働省令第二三号の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則（以下「旧有機則」という。）第三十七条第一項、この省令による改正前の鉛中毒予防規則（以下「旧鉛則」という。）第六十一条第一項、この省令による改正前の四アルキル鉛中毒予防規則（以下「旧四アルキル則」という。）第二十八条第一項、この省令による改正前の特定化学物質等障害予防規則（以下「旧特化則」という。）第五十二条第一項、この省令による改正前の電離放射線障害防止規則（以下「旧電離則」という。）第六十一条第一項、この省令による改正前の事務所衛生基準規則（以下「旧事務所則」という。）第二十四条第一項又はこの省令による改正前の粉じん障害防止規則（以下「旧粉じん則」という。）第二十八条第一項の規定に基づく届出であつて、この省令の施行日（以下「施行日」）以後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお労働安全衛生法（以下「法」という。）第八十八条第一項の届出としての効力を有するものとする。

2 旧規則第三十七条第三項、旧鉛則第六十一条第三項、旧四アルキル則第二十八条第三項、旧特化則第五十二条第三項、旧電離則第六十一条第三項、旧事務所則第二十五条又は旧粉じん則第二十八条第三項の規定に基づく届出であつて、施行日後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお法第八十八条第二項において準用する同条第一項の届出としての効力を有するものとする。

附 則（平成六年三月三〇日労働省令第二〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年七月一日から施行する。

附 則（平成二年二月一八日労働省令第三〇号）

(計画の届出に関する経過措置)

第一条 この省令による改正前の有機溶剤中毒予防規則（以下「旧有機則」という。）第三十七条第一項、この省令による改正前の鉛中毒予防規則（以下「旧鉛則」という。）第六十一条第一項、この省令による改正前の四アルキル鉛中毒予防規則（以下「旧四アルキル則」という。）第二十八条第一項、この省令による改正前の特定化学物質等障害予防規則（以下「旧特化則」という。）第五十二条第一項、この省令による改正前の電離放射線障害防止規則（以下「旧電離則」という。）第六十一条第一項、この省令による改正前の事務所衛生基準規則（以下「旧事務所則」という。）第二十四条第一項又はこの省令による改正前の粉じん障害防止規則（以下「旧粉じん則」という。）第二十八条第一項の規定に基づく届出であつて、この省令の施行日（以下「施行日」）以後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお法第八十八条第二項において準用する同条第一項の届出としての効力を有するものとする。

2 旧規則第三十七条第三項、旧鉛則第六十一条第三項、旧四アルキル則第二十八条第三項、旧特化則第五十二条第三項、旧電離則第六十一条第三項、旧事務所則第二十五条又は旧粉じん則第二十八条第三項の規定に基づく届出であつて、施行日後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお法第八十八条第二項において準用する同条第一項の届出としての効力を有するものとする。

附 則（平成八年九月一三日労働省令第三五号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二十五日労働省令第一三号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中クレーン等安全規則目次及び第二百四十六条から第二百四十八条までの改正規定並びに第四条中有机溶剤中毒予防規則目次及び第十八条の改正規定、同令第十八条の次に二条を加える改正規定、同令第二十八条の二第一項、第三十二条第二項、第三十三条第二項、第三十三条の二及び第三十四条の改正規定並びに同令様式第二号の次に様式を加える改正規定 平成九年十月一日

附 則（平成一一年一月一一日労働省令第四号）

(経過措置)

第一条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一月一一日労働省令第四号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月一一日労働省令第四号）

(経過措置)

第一条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一月一一日労働省令第四号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則
（令和四年四月一五日厚生労働省令第八二号）抄

1 (施行期日)
この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和四年五月三日厚生労働省令第九一號）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。但し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

一 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条及び第十四条の規定 令和五年四月一日

二 第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条及び第十五条の規定 令和六年四月

(兼式二関する経営者置)

第四条 この省令（附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定（第四条及び第八条に限
る）

る。以下同じ。)の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、二重の取扱いを一時行なうことを要する。

分の間、これを取り締めて使用することができる
(罰則に関する経過措置)

第五条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從

前の例による
附 則（令和五年三月二七日厚生労働省令第二九号）抄

(施行期日) 平成二年三月二日

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

附
貝
(令和五年四月二二日厚生労働省令第六六号)
この省令は、公布の日から施行する。
抄

附 則（令和五年四月一四日厚生労働省令第七〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。
附 則
(**令和五年二月一七日厚生労働省令第一六五号**)

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）附則（令和六年三月一八日厚生労働省令第四四号）抄

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。
(施行期日)

（西元一九二四年三月八日）
附則（令和六年三月一八日厚生労働省令第四五号）抄

第一条 この省令は、令和七年一月一日から施行する。
(施行期日)

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前のじん肺法施行規則第三十七条第一項及び様式第八号、第五条の規定による改正前の労働安全衛生規則第二条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十三条

第二項、第五十二条の二十一、第一百条（様式第二十三号に係る部分を除く。）、様式

第三号及び様式第六号から様式第六号の三まで並びに第六条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則第三十条の三及び様式第三号の二の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

別表 (第二十九条関係)		項目
(八)	(二)	一 エチレンギリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ） 二 エチレンギリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート） 三 エチレンギリコールモノノルマルーブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ） 四 エチレンギリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ） 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物
(七)	(二)	一 オルトジクロルベンゼン 二 クレゾール 三 クロルベンゼン 四 一・二ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン） 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物
(六)	(三)	一 キシレン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物
(五)	(四)	一 N・N-ジメチルホルムアミド 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物
(四)	(五)	一一・一・一トリクロルエタン 一二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物
(三)	(六)	一 トルエン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物
(二)	(七)	一 ノルマルヘキサン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物
含有する物		尿中の二・五・ヘキサンジオンの量の検査
	眼底検査	眼底検査
		尿中の馬尿酸の量の検査

様式第1号(第4条関係)

有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ()
労働者数		
申請に係る有機溶剤業務従事労働者数		
申請に係る有機溶剤業務の概要		
申請に係る有機溶剤業務において使用する有機溶剤等の種類及び量	種類	消費量

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「種類」の欄は、有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる有機溶剤等の区分により記入すること。
- 3 「消費量」の欄は、有機溶剤中毒予防規則第3条第1項第1号に該当するときは、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量を、同項第2号に該当するときは、一日に消費する有機溶剤等の量を記入すること。
- 4 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第1号の2(第4条の2関係)

有機溶剤中毒予防規則適用除外認定申請書(新規認定・更新)

事業の種類	
事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号 () 電話 ()
申請に係る有機溶剤の名称	
申請に係る有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者の人数	

年 月 日

事業者職氏名

都道府県労働局長 殿

備考

- 1 表題の「新規認定」又は「更新」のうち該当しない文字は、抹消すること。
- 2 適用除外の新規認定又は更新を受けようとする事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。なお、更新の場合には、過去に適用除外の認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。
- 3 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 4 次に掲げる書面を添付すること。
 ①事業場に配置されている化学物質管理専門家が、有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第1号に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写し
 ②上記①の者が当該事業場に専属であることを証する書面の写し(当該書面がない場合には、当該事業場についての申立書)
 ③有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第3号及び第4号に該当することを証する書面
 ④有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第5号の化学物質管理専門家による評価結果を証する書面
- 5 ④④の書面は、当該評価を実施した化学物質管理専門家が、有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第1号に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写しを併せて添付すること。
- 6 ④④の書面は、評価を実施した化学物質管理専門家が、当該事業場に所属しないことを証する書面の写し(当該書面がない場合には、当該事業場についての申立書)を併せて添付すること。
- 7 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第2号(第13条関係)
局所排気装置設置等特例許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ()
労働者数		
申請に係る有機溶剤業務従事労働者数		
申請に係る有機溶剤業務の概要		
許可を受けようとする理由		
許可を受けようとする期間	年 月 日	年 月 日
参考事項		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「参考事項」の欄には、有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条第2項の規定による設備に替えて講ずる措置の概要を記入すること。

様式第2号の2(第18条の3関係)

局所排気装置特例稼動許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ()
労働者数	申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の有機溶剤業務従事労働者数	
申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の有機溶剤業務の概要		
申請に係る局所排気装置のフードの型式及び制御風速		
申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の過去1年6月間の作業環境測定実施年月日及び管理区分		
申請に係る局所排気装置のフードの特例制御風速	特例制御風速における作業環境測定実施年月日及び管理区分	
第18条の2第1項第1号の確認者の氏名及び略歴	第18条の2第1項第1号イ及びロの確認結果	

申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の有機溶剤業務において使用する有機溶剤等の名称及び量	
申請に係る局所排気装置が鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則又は石綿障害予防規則の規定により設けられている場合にあつては当該規則の名称	鉛中毒予防規則　　特定化学物質障害予防規則　　粉じん障害防止規則　　石綿障害予防規則

年　月　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「申請に係る局所排気装置のフードの型式及び制御風速」、「申請に係る局所排気装置のフードの特例制御風速」、「第18条の2第1項第1号イ及びロの確認結果」及び「申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の有機溶剤業務において使用する有機溶剤等の名称及び量」の欄は、局所排気装置に複数のフードが設けられているときは、当該フードごとに記入すること。
- 3 「申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の過去1年6月間の作業環境測定実施年月日及び管理区分」及び「特例制御風速における作業環境測定実施年月日及び管理区分」の欄は、局所排気装置のフードが複数の作業場に設けられているときは、当該作業場ごとに記入すること。
- 4 「第18条の2第1項第1号の確認者の氏名及び略歴」の欄中「略歴」にあつては、第18条の2第1項第1号イ及びロの事項を確認するのに必要な能力に関する資格、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 5 「申請に係る局所排気装置が鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則又は石綿障害予防規則の規定により設けられている場合にあつては当該規則の名称」の欄は、該当するものに○を付すこと。
- 6 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第2号の3（第28条の3の3関係）（表面）

第三管理区分措置状況届

事業の種類		
事業場の名称		
事業場の所在地	郵便番号（　　）	電話（　　）
労働者数	人	
第三管理区分に区分された場所において製造し、又は取り扱う有機溶剤の名称		
第三管理区分に区分された場所における作業の内容		
作業環境管理専門家の意見概要	所属事業場名	
	氏名	
	作業環境管理専門家から意見を聴取した日	年　月　日
意見概要	第一管理区分又は第二管理区分とすることの可否	可・否
	可の場合、必要な措置の概要	
呼吸用保護具等の状況	有効な呼吸用保護具の使用 保護具着用管理責任者の選任 作業環境管理専門家意見等の労働者への周知	
	有・無	有・無
	有・無	有・無

年　月　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

様式第2号の3 (第28条の3の3関係) (裏面)

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①意見を聴取した作業環境管理専門家が、有機溶剤中毒予防規則第28条の3の2第1項に規定する事業場における作業環境の管理について必要な能力を有する者であることを証する書面の写し
 - ②作業環境管理専門家から聴取した意見の内容を明らかにする書面
 - ③この届出に係る作業環境測定の結果及びその結果に基づく評価の記録の写し
 - ④有機溶剤中毒予防規則第28条の3の2第4項第1号に規定する個人サンプリング測定等の結果の記録の写し
 - ⑤有機溶剤中毒予防規則第28条の3の2第4項第2号に規定する呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認した結果の記録の写し

様式第3号(第30条関係) (表面)

有機溶剤等健康診断個人票

氏名		生年月日	年月日	雇入年月日	年月日
		性別	男・女		
有機溶剤業務の経歴					
健診年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日					
年齢 歳 歳 歳 歲 歲 歲					
1.雇入れ 2.配置替え 3.定期の別					
健診対象有機溶剤の名称					
有機溶剤業務名					
作業条件の簡単な調査の結果					
有機溶剤による既往歴					
自覚症状					
他覚症状					
代	()				
謝	()				
物	()				
の	()				
検	()				
査	()				
貧血	血色素量(g/dl)				
検査	赤血球数(万/mm ³)				
肝機能	G O T (IU/l)				
検査	G P T (IU/l)				
γ-GTP	(IU/l)				
眼底検査					
医師が必要と認める者に行う検査					
作業条件の調査の結果					
貧血検査					
肝機能検査					
腎機能検査					
神経学的検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名					
備考					

様式第3号(第30条関係)(裏面)

備考

- 1 「1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別」の欄は、該当番号を記入すること。
- 2 「健診対象有機溶剤の名称」の欄は、労働安全衛生法施行令別表第6の2の号数を記入すること。
- 3 「有機溶剤業務名」の欄は、有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号に掲げる業務の番号を記入すること。
- 4 「自覚症状」及び「他覚症状」の欄は、次の番号を記入すること。
 - 1. 頭重 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛 8. 体重減少 9. 心悸亢進 10. 不眠 11. 不安感 12. 焦燥感 13. 集中力の低下 14. 振戻 15. 上気道又は眼の刺激症状 16. 皮膚又は粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛 18. 知覚異常 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21. 視力低下 22. その他
- 5 「代謝物の検査」の左欄は、有機溶剤中毒予防規則第29条第3項の検査を行ったときに、別表から対象有機溶剤の番号及び名称を記入するとともに、()内には検査内容の番号を記入すること。また、単位についても、別表によること。
- 6 代謝物の検査について、有機溶剤中毒予防規則第29条第4項の規定により、医師が必要でないと認めて省略した場合には、「代謝物の検査」の欄に「*」を記入すること。この場合、必要により備考欄にその理由等を記入すること。
- 7 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 8 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

別表

有機溶剤の名称	検査内容	単位
11. キシレン	1. 尿中のメチル馬尿酸	g/l
30. N・N-ジメチルホルムアミド	1. 尿中のN-メチルホルムアミド	mg/l
31. スチレン	1. 尿中のマンデル酸	g/l
33. テトラクロルエチレン	1. 尿中のトリクロル酢酸 2. 尿中の総三塩化物	mg/l mg/l
35. 1・1・1-トリクロルエタン	1. 尿中のトリクロル酢酸 2. 尿中の総三塩化物	mg/l mg/l
36. トリクロルエチレン	1. 尿中のトリクロル酢酸 2. 尿中の総三塩化物	mg/l mg/l
37. トルエン	1. 尿中の馬尿酸	g/l
39. ノルマルヘキサン	1. 尿中の2・5-ヘキサンジオン	mg/l

様式第4号(第31条関係)

有機溶剤等健康診断特例許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ()
労働者数		
申請に係る有機溶剤業務従事労働者数		
申請に係る有機溶剤業務の概要		
許可を受けようとする理由		
申請に係る有機溶剤業務において使用する有機溶剤等の種類及び量		
申請に係る有機溶剤業務の作業方法及び作業時間		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第5号(第13条の3関係)

発散防止抑制措置特例実施許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地	
		電話 ()	
労 働 者 数		申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場の有機溶剤業務の概要	
		申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場において使用する有機溶剤の種類及び量	
		申請に係る発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の有機溶剤濃度の測定年月日及び管理区分	
		第13条の2第1項第1号の確認者の氏名及び略歴	
安全衛生管理体制の概要		安全衛生委員会等での審議 労働者の代表からの意見の聴取	有・無 有・無
備 考			

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

〔備考〕

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「第13条の2第1項第1号の確認者の氏名及び略歴」の欄中「略歴」にあっては、第13条の2第1項第1号イ及びロの事項を確認するのに必要な能力に関する資格、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 3 申請に係る発散防止抑制措置が他の事業場により製造されたものである場合、「備考」の欄に当該事業場の名称、連絡先等を記入すること。
- 4 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。